平成２２年（フ）第５６号

栃木県栃木市城内町２丁目33番33―128号
県営住宅、従前の住所栃木県栃木市神田町３番４号

債務者　佐伯　市子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２０３号

愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地408

債務者　山口るり子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３号

岡山市北区花尻ききょう町９番地106　プリムヴェール103号室

債務者　田村ひろみ

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１号

岡山市南区新保698番地２

債務者　西村　佳子（旧姓森山）

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時

岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２号

熊本県八代市古城町2846番地１

債務者　島本　香代

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時

熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７４９号

神奈川県茅ヶ崎市旭が丘13番27号　ムルデカルマ旭が丘203号

債務者　佐々木浩子

1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号

長崎県佐世保市三川内本町194番地　迎アパート102

債務者　柴田実千代

1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号

島根県出雲市奥宇賀町1084番地４

債務者　高橋美由紀

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分

松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５号

熊本県天草市牛深町3420番地180

債務者　岩﨑　優志

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分

熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２０号

熊本県天草市浄南町３番49号　森下アパート２―Ａ

債務者　野島亜由美（旧姓木村）

1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後１時30分

熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１１号

島根県浜田市長浜町762番地６

債務者　福田　政洋

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分

松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第１２号

島根県浜田市長浜町762番地６

債務者　福田佐智恵

1　決定年月日時　平成22年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後１時10分

松江地方裁判所浜田支部